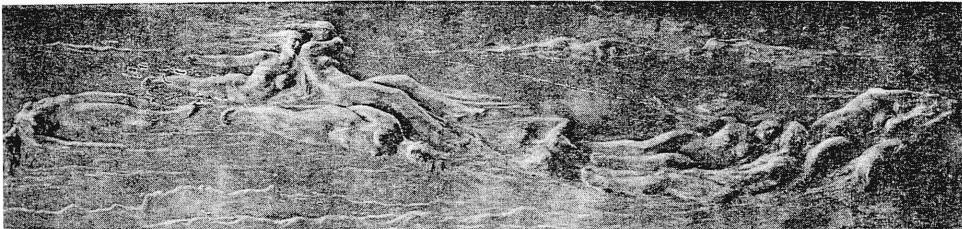


## 京都大学附属図書館報



静脩

1982年1月

The Kyoto University Library Bulletin

Vol. 18, No. 2

## 共通閲覧証による国立大学図書館間相互利用制度について

国立大学の附属図書館で組織する国立大学図書館協議会では、かねてから、国立大学に所属する研究者を対象とする国立大学図書館間の相互利用について検討・審議してきましたが、昨年6月23日の同協議会第28回総会において、下に掲げるとおり「国立大学図書館間相互利用実施要項」および「国立大学図書館間相互利用実施細則」を定め、

その後、この制度の実施に必要な「国立大学図書館間共通閲覧証」「利用の手引」の準備をおえ、本年1月15日から実施することになりました。この「国立大学図書館間共通閲覧証」申込用紙および「利用の手引」は附属図書館閲覧課閲覧貸付掛ならびに各部局の担当掛に備えつけてありますのでお問い合わせ下さい。

## 国立大学図書館間相互利用実施要項

(昭和56.6.23 第28回国立大学  
図書館協議会総会決定)

## 1. 目的

この要項は、国立大学に所属する研究者の研究・教育活動に資するため国立大学図書館に所属されている図書館資料の円滑な相互利用を促進することを目的とする。

## 2. 対象

この要項は、国立大学図書館協議会に加盟している大学図書館間における研究者による相互利用に対して適用する。

## 3. 定義

この要項における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 国立大学図書館：各大学において附属図書館を構成する中央図書館、分館、部局図書館・室等をいう。

(2) 研究者：国立大学に所属する教職員、大学院学生及びこれに準ずる者をいう。これに準ずる者は、その者が所属する大学の附属図書館長が認める者をいう。

(3) 相互利用：研究者が他国立大学図書館に出向いて、その所蔵資料を直接利用することをいう。

## 4. 相互利用の範囲

相互利用の範囲は、館内における閲覧を原則とし、その方法は当該大学図書館の定めるところによるものとする。

## 5. 相互利用の手続

相互利用を希望する研究者は、あらかじめ所属大学の図書館長に申請し、「国立大学図書館間共通閲覧証」の交付を受け、利用時にこれを利用受入館に提示するものとする。

「共通閲覧証」の様式は別に定める。

## 6. 相互利用の制限

利用受入館は、当該大学に所属する利用者の利用が著しく妨げられる判断した場合には、相互利用を制限することができる。

## 国立大学図書館間相互利用実施細則

1. この細則は、国立大学図書館間相互利用実施要項に掲げる目的を達成するために必要な事項を定めたものである。

## 2. 相互利用方式

要項にいう「国立大学図書館間共通閲覧証」による共通閲覧証方式とするが、従来より実施中の他の方式を排除するものではない。

## 3. 国立大学図書館間共通閲覧証

ア、 様式は別紙のとおりとする。

イ、 有効期間は当該年度とする。

ウ、 本証利用上の注意事項の周知に努める。

## 4. 利用受入館

要項3の(1)にいう国立大学図書館であるが、当該大学の事情により、1大学で中央図書館のみが利用受入館となることがある。

## 5. 相互利用マニュアル

各館の利用上の留意事項を盛り込んだ相互利用マニュアルを全館が所持するものとする。